

軽自動車の所有者となっている事業者様へ

# 流通確認業務 サービスのご案内 案



所有する軽自動車の意図しない名義変更を防ぎ所有権を守るために、ぜひ流通確認業務サービスをご利用ください。



## CONTENTS

流通確認業務サービスの開始について .....	1
サービスの概要 .....	2
サービスの概要図 .....	3
メリット .....	4
動作環境・対象事業者 .....	5
利用料金・申込方法・注意事項 .....	6
Q&A .....	7
組織概要～全軽自協とは .....	8
連合会事務所一覧 .....	9

# 流通確認業務サービスの開始について

## 「所有者承諾書(書面)等」からシステム化へ



全軽自協では、軽自動車の不正な申請を未然に防止するため、書面(所有者承諾書等)により申請に対する所有者の承諾を確認してきましたが、令和7年(2025年)6月末をもって当該書面を廃止し、インターネットを利用したシステムによる流通確認業務サービスを令和7年(2025年)7月1日より開始します。

## 軽自動車の申請手続きの特徴～登録自動車との違い～

登録自動車(普通車・小型車等)の名義変更や抹消手続きには、所有者の実印と印鑑証明書が必要となっています。

軽自動車の場合には、押印自体が不要であり、使用者に申請意思があれば申請を行うことが出来る制度となっています。



	申請先	名義変更や廃車時の押印
登録自動車	国(運輸支局等)	所有者の実印が必要
<b>軽自動車</b>	<b>軽自動車検査協会</b>	<b>押印不要</b>

**軽自動車は、手続きが簡便で申請の負担が少ない面がある一方で、次のような不正な申請がおこる可能性があります。**

## 不正な申請例



クレジット販売をした軽自動車を、使用者(債務者)が完済する前に所有者(債権者)の承諾を得ることなく、名義変更してしまった。

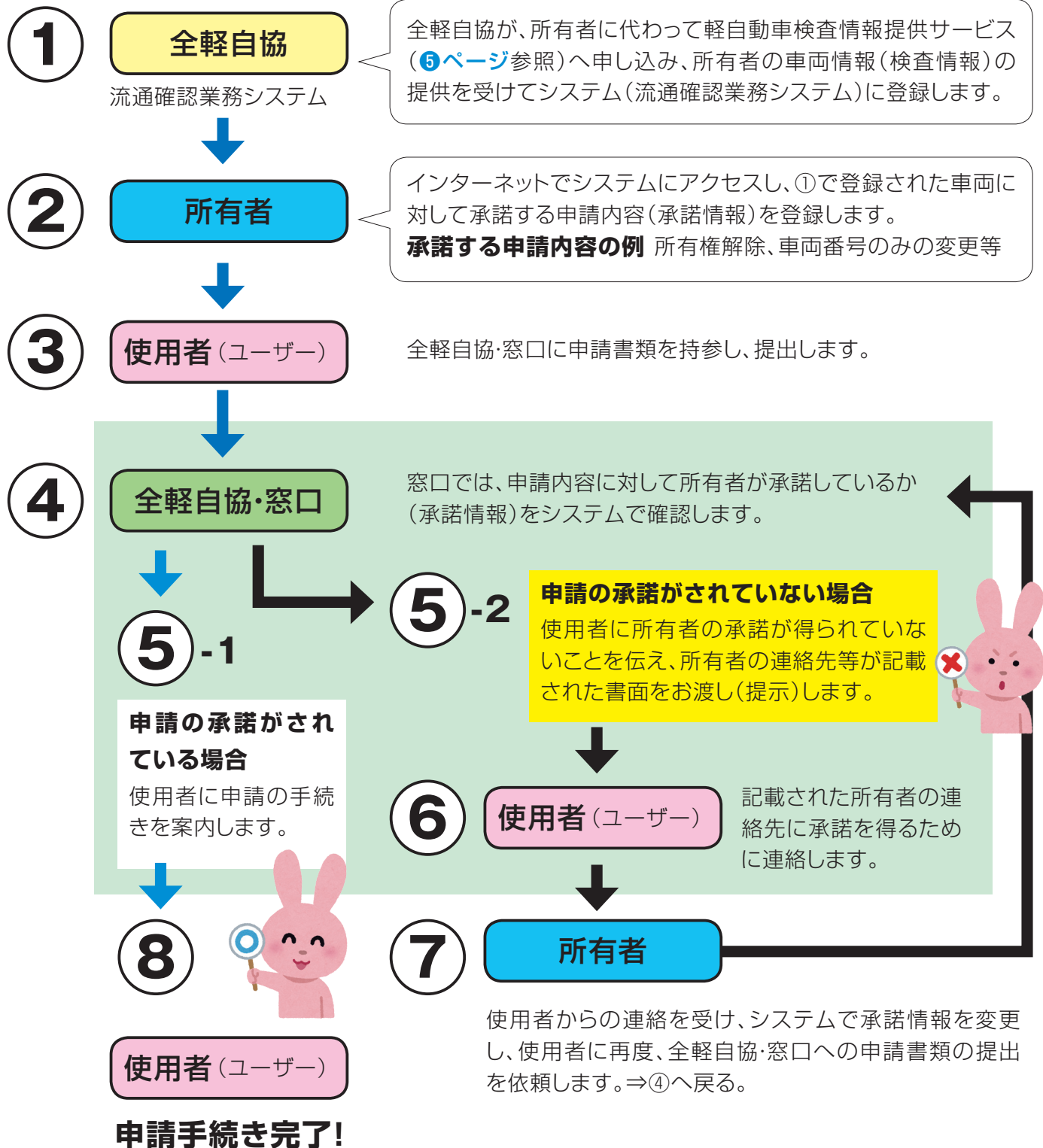
レンタカーが盗難され、第三者に名義変更されてしまった。



知らないところで  
名義変更されて  
しまわないか心配…



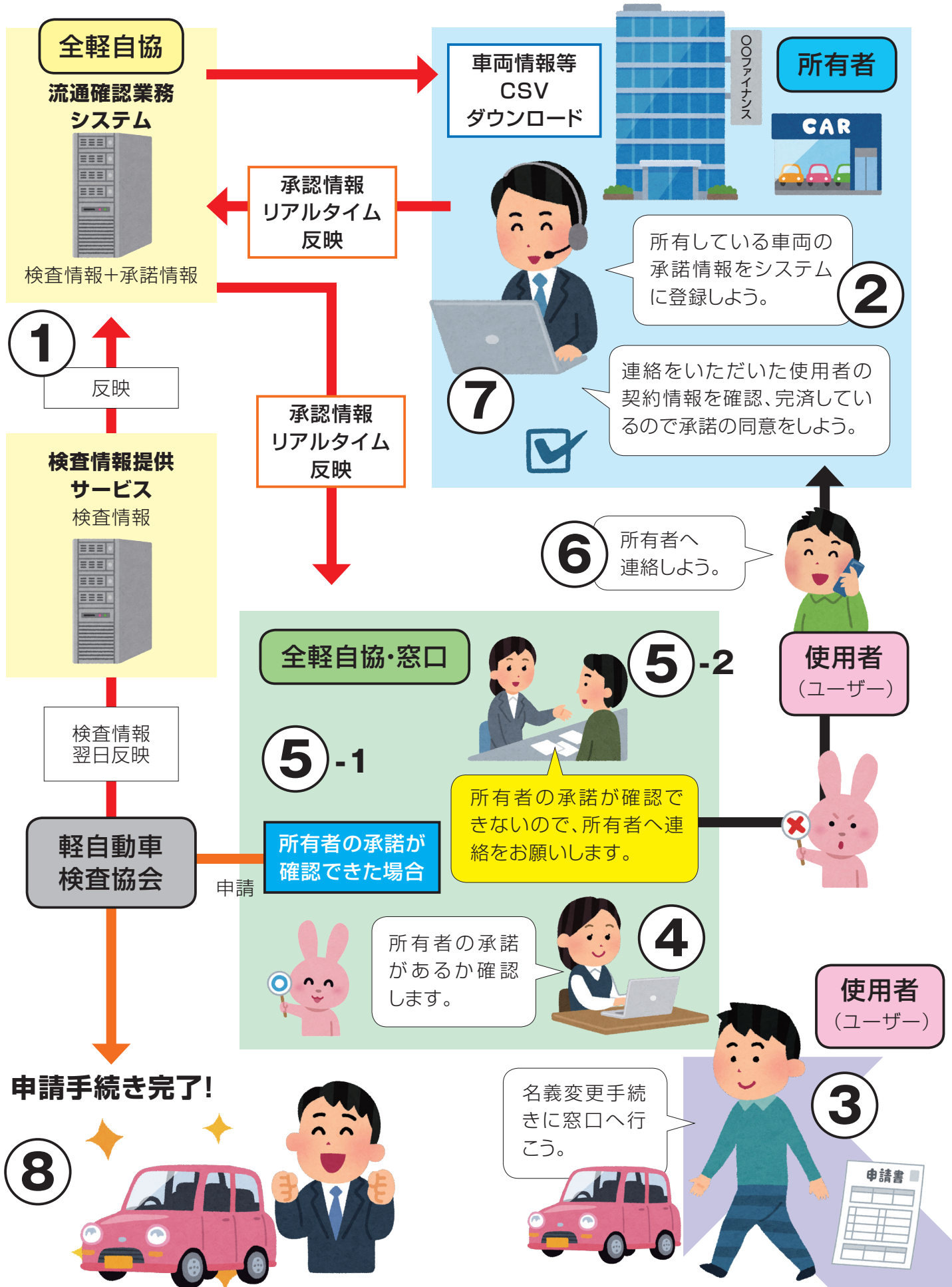
# サービスの概要



使用者から所有者の承諾がない申請を受け付けるよう要請があった場合、法令等に基づき、申請を拒むことができません。

所有者の承諾が得られていない申請がされたことを全軽自協が把握した場合は、システムにより所有者へ連絡します。

# サービスの概要図



# メリット



## 1. 正確な車両情報を取得し、システムに自動で車両情報を登録

車両情報は、検査情報提供サービスから提供された検査情報を活用し、システムに正確かつ自動的に抽出され登録します。**所有者による車両情報の更新作業は必要ありません。**

## 2. 承諾情報の自動登録及び一括変更

所有者の方針により、車両の所有権を持っている期間中に、特定の申請(例:使用者の氏名変更、住所変更、車両番号変更等)を事前に承諾する場合には、**自動で承諾情報を更新**することができます。

さらに、**CSVアップロード機能**がありますので、複数車両に対し承諾情報を一括登録することができます。

**例** 割賦販売が完済した複数の車両に対してCSVアップロード機能により、所有権解除の承諾を登録)

## 3. システム内の情報はリアルタイム反映

システムの利用可能時間は8:00~22:00(年末年始と臨時メンテナンス時を除く。)で、システム内の情報の変更は**リアルタイムで処理**されるため、使用者からの急な問い合わせの際にも、承諾情報を更新することにより速やかに対応することができます。



## 4. 最新の車両情報の入手・管理が可能

システムの車両情報は、検査情報提供サービスにより、翌営業日には、正確な車両情報に更新されます。

システムに登録されている車両情報をCSVファイルとしてダウンロードして、**自社の管理情報との照合も可能**です。

## 5. Webブラウザ方式のシステム

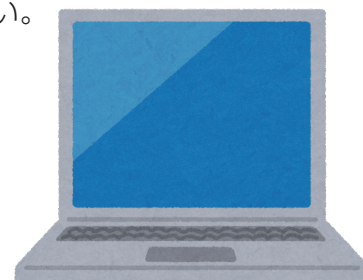
システムはWebブラウザ方式を採用しているため、専用のソフトウェア等は必要ありません。インターネットにより既にお持ちのPCでご利用できます。(動作保証推奨環境の範囲に限ります。)

# 動作環境・対象事業者

## システムの動作保証推奨環境

利用状況・環境	動作環境	システム利用可能時間
■インターネットに接続 ■クライアント証明書が必要 (全軽自協発行) ■パソコン端末	OS : Windows 10, 11 Webブラウザ : Microsoft Edge 推奨解像度 : 1,920×1,080以上	<b>8:00~22:00</b> 年末年始(12/29~1/3)、 臨時メンテナンス時を除く

※上記以外の端末や環境の場合、動作保証はできかねますので、ご注意ください。  
上記動作保証推奨環境は、令和6年5月時点の情報です。

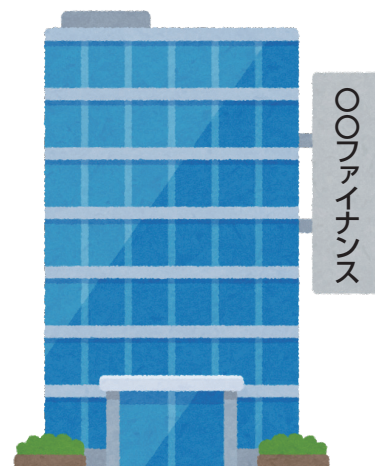


## サービスの対象となる事業者

軽自動車の自動車検査証等に所有者として記録されており、車両を管理したい事業者

### 事業者の例

- 割賦販売で自動車を販売している事業者  
(自動車ディーラー、中古車販売店)
- クレジットを取り扱っている事業者
- 自動車リース業を営んでいる事業者
- レンタカーを取り扱っている事業者
- 管理すべき社用車がある事業者



## 軽自動車検査情報提供サービスとは

軽自動車検査協会から提供を受けた軽自動車検査情報を元に、承認情報提供機関として全軽自協が検査情報を請求する利用者に対し、情報を提供するサービスです。

詳しくは下記URLより全軽自協HPをご確認ください。

<https://www.zenkeijikyo.or.jp/teikyo>



# 利用料金・申込方法・注意事項

## 利用料金について



### 利用料金

- 初期費用として申込み時に発生する料金と、毎月の利用に応じて発生する月額料金があります。
- 詳細の料金については**利用料金表(別紙)**をご確認ください。

### 支払方法と請求書の発行

- 毎月の支払いは**口座振替**となります。
- 請求書(インボイス対応)はシステムからのダウンロードとなります。

## 申込方法



- ① 最寄りの全軽自協事務所(9ページ参照)にご相談ください。
- ② 貴社を管轄する事務所から申込方法(審査期間を含む。)と申込書類についてご案内します。
- ③ 申込書類を準備して、管轄事務所に提出してください。
- ④ 提出された書類をもとに全軽自協が審査します。  
(申込状況により審査に期間を要する場合があります。)
- ⑤ 利用開始前に、全軽自協から利用開始日及びシステムのログイン情報、クライアント証明書等、サービスの利用に必要なものを送付します。
- ⑥ 利用開始前にシステムにログインし、システム利用者のアカウント作成等の初期設定を行い、ご利用ください。

## 流通確認業務サービス利用にあたっての注意事項



- サービスの利用には以下の規約への同意が必要です。
  - ・流通確認業務サービス利用規約
  - ・軽自動車検査情報提供サービスの利用に関する規約
- 検査情報提供サービス及び口座振替サービスの申込みが必要です。
- 流通確認業務サービスの利用によって取得する個人情報について、サービス利用者は法令等に基づき、必要かつ適切な措置を講じる責任があります。

# 流通確認業務サービスについてのQ&A



**Q1: 全国に窓口があるが、本サービスへの申込みは1か所だけでよいのか。**

- ▶ 貴社を管轄する事務所1か所への申込みいただくことで、全国の窓口での流通確認業務サービスの対象となります。まずは最寄りの事務所(9ページ参照)へご相談ください。

**Q2: 過去に何度か合併を行っているが、過去の社名名義の車両も本サービスでは対象としてくれるのか。**

- ▶ 対象とすることは可能です。申込時に賜りますが、履歴事項全部証明書等で過去の社名の記載がある場合に限りです。

**Q3: パソコン以外の専用端末は必要なのか。**

⇒ パソコン以外に専用端末は必要ありません。

**Q4: 本サービスで登録できる車両の台数に制限はあるのか。また登録できない車両はあるのか。**

- ▶ 登録できる台数に制限はありません。また自動車検査証等に所有者として記録されている車両(過去の社名も含む)であれば登録可能です。登録自動車(普通車、小型車等)と二輪車は対象外です。

**Q5: 承諾情報の登録を忘れてしまった場合はどうなるのか。**

- ▶ 所有者の承諾が確認できない申請があった場合、全軽自協は使用者(又は申請者)に所有者の連絡先等が記載された書面をお渡し(提示)し、所有者への連絡を促します。

なお、使用者から所有者の承諾がない申請を受け付けるよう要請があった場合、法令等に基づき、申請を拒むことができません。所有者の承諾が得られていない申請がされたことを全軽自協が把握した場合は、システムにより所有者へ連絡します。(2ページ参照)

**Q6: 利用料金の支払方法は口座振替以外に選ぶことができるのか。また振替日は指定ができるのか。**

- ▶ 利用料金のお支払いは原則口座振替のみとさせていただきます。また振替日は当会で指定させていただきます。(申込時にご案内します。)

# 組織概要～全軽自協とは

名称	一般社団法人 全国軽自動車協会連合会(略称:全軽自協)
設立	昭和42(1967)年1月30日設立 (平成25年4月1日 一般社団法人へ移行)
所在地	〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目1番30号 日本自動車会館11階
目的	本会は、四輪車等の軽自動車について盗難、詐欺等による不正な届出、検査申請等を防止し、適正な届出、検査申請等の遵守及び流通改善を図るとともに、軽自動車に係る安全確保及び環境保全並びに利用環境の改善により普及を図り、もって国民生活の向上及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
事務所及び支所数	53事務所32支所(各運輸支局が管轄する地域内に設置)

事業内容	<p>当会は、全国85か所に事務所・支所(窓口)を有し、業務を行っています。昭和48年の軽自動車検査開始以来、軽自動車検査場に隣接した場所に事務所を設置して、軽自動車検査協会の業務に一貫して協力してきました。これは、当会がそれまで実施してきた流通確認制度(不正流通防止対策)を維持・継続しながら、検査を受検する会員と一般の皆様方に対して、軽自動車検査に関係するあらゆるサービスを提供するためです。全国の窓口では、軽自動車の流通確認のほか、軽自動車検査協会の委託を受けての書類整備確認、検査手数料収納事務、総合案内業務を行うとともに、軽自動車関係の用紙頒布や税納付協力事務など総合的なサービスを提供しております。</p> <p>さらに、当会独自の事業として、軽自動車及び二輪車に関する販売・届出情報の公表、軽自動車検査情報の電子的提供、軽自動車及び二輪車の利用促進のための理解促進活動と税制要望活動、軽自動車検査・届出の平準化等のための流通改善活動、二輪車届出情報の電子的管理などを行っており、軽自動車と二輪車の販売からリコールに至るまでこれらに関連した重要な業務を担っております。</p> <p>当会は、軽自動車と二輪車の販売に関する中核団体として、これからも販売から使用に至るあらゆる場面において重要な役割を果たしてまいります。</p>
------	---

当会の事業概要について	<ol style="list-style-type: none"><li>(1)軽自動車の理解促進事業</li><li>(2)軽自動車統計・検査情報の提供事業</li><li>(3)軽自動車の防犯・法令順守促進事業</li><li>(4)軽自動車・二輪車の安全環境対策事業</li><li>(5)軽自動車の流通改善関係事業</li><li>(6)軽自動車の検査関係支援協力事業</li><li>(7)軽自動車の検査関係業務の受託事業</li><li>(8)軽自動車用紙関係事業</li></ol>
-------------	---

# お問い合わせは最寄りの当連合会事務所までお気軽にどうぞ

地区		事務所	郵便番号	住 所	電話番号
北海道	1	札幌	001-0925	北海道札幌市北区新川五条20-1-20	011-768-3955
	2	函館	041-0824	北海道函館市西桔梗町830-10	0138-48-2300
	3	旭川	070-0876	北海道旭川市春光六条5-1-24	0166-53-7300
	4	室蘭	050-0081	北海道室蘭市日の出町2-39-1	0143-43-4441
	5	釧路	084-0906	北海道釧路市鳥取大通6-1-1	0154-51-0745
	6	帯広	080-2459	北海道帯広市西十九条北1-8-3(帯広自動車連合ビル)	0155-33-3154
	7	北見	090-0836	北海道北見市東三輪3-25-25	0157-24-6130
東北	8	青森	030-0843	青森県青森市浜田字豊田129-13	017-739-0441
	9	岩手	020-0842	岩手県盛岡市湯沢16地割15-11	019-639-8021
	10	宮城	983-0013	宮城県仙台市宮城野区中野四丁目1-38	022-388-6033
	11	秋田	011-0901	秋田県秋田市寺内字三千刈463-5	018-896-6811
	12	山形	990-2251	山形県山形市立谷川3-3553-2	023-686-3600
関東	13	福島	960-8165	福島県福島市吉倉字谷地16-7(福島県軽自動車会館内)	024-546-2577
	14	茨城	310-0844	茨城県水戸市住吉町292-8	029-247-5832
	15	栃木	321-0158	栃木県宇都宮市西川田本町1-2-37	028-645-0958
	16	群馬	371-0132	群馬県前橋市五代町1047番地4	027-289-4357
	17	埼玉	362-0055	埼玉県上尾市平方領々家509-2	048-726-1166
	18	千葉	261-0002	千葉県千葉市美浜区新港223-17(軽自動車サービスセンター内)	043-242-1564
	19	東京	108-0075	東京都港区港南3-3-10	03-3472-6241
	20	神奈川	224-0053	神奈川県横浜市都筑区池辺町3757-3(自動車会館3階)	045-931-4384
	21	山梨	406-0034	山梨県笛吹市石和町唐柏791-1(軽自動車センター内)	055-262-7548
北陸	22	新潟	950-0145	新潟県新潟市江南区亀田早通字川根2936番地	025-212-2154
	23	富山	930-0992	富山県富山市新庄町字馬場1-7	076-405-9366
	24	石川	920-8213	石川県金沢市直江東2-122-1	076-238-5585
中部	25	長野	381-0037	長野県長野市大字西和田1-38-2	026-243-1967
	26	福井	918-8181	福井県福井市浅水町138字上植木11-4	0776-38-0558
	27	岐阜	501-6256	岐阜県羽島市福寿町千代田3-84	058-394-0257
	28	静岡	422-8004	静岡県静岡市駿河区国吉田1-1-27	054-262-7662
	29	愛知	455-0052	愛知県名古屋市港区いろは町2-56-2	052-659-1040
	30	三重	514-0303	三重県津市雲出長常町1190-1	059-234-8611
近畿	31	滋賀	524-0104	滋賀県守山市木浜町2299-12	077-585-6294
	32	京都	612-8418	京都府京都市伏見区竹田向代町51-5(京都自動車会館内)	075-691-6516
	33	大阪	553-0001	大阪府大阪市福島区海老江2-1-31(青山ビル401号室)	06-6452-3111
	34	奈良	639-1037	奈良県大和郡山市額田部北町981-8	0743-58-3700
	35	和歌山	640-8404	和歌山県和歌山市湊1106-25	073-432-5378
	36	兵庫	658-0046	兵庫県神戸市東灘区御影本町1-5-5	078-856-8833
中国	37	鳥取	680-0913	鳥取県鳥取市安長77-3	0857-28-7021
	38	島根	690-0024	島根県松江市馬瀧町68-11	0852-37-0046
	39	岡山	701-0144	岡山県岡山市北区久米178-3	086-245-5800
	40	広島	733-0036	広島県広島市西区観音新町4-13-13-3(広島県自動車整備振興会内)	082-532-5507
	41	山口	753-0821	山口県山口市葵1-5-58(山口県自動車会館内)	083-922-8877
四国	42	徳島	771-1156	徳島県徳島市応神町応神産業団地1-4	088-641-2010
	43	香川	769-0103	香川県高松市国分寺町福家甲1258-19(国分寺流通センター内)	087-870-6657
	44	愛媛	791-1112	愛媛県松山市南高井町1812-3	089-975-7310
	45	高知	781-0270	高知県高知市長浜3106-3(長浜産業団地内)	088-842-4311
九州	46	福岡	813-0019	福岡県福岡市東区みなと香椎4-3-16	092-410-8090
	47	佐賀	849-0928	佐賀県佐賀市若楠2-10-7	0952-30-8442
	48	長崎	851-0103	長崎県長崎市中里町1590-3	095-838-3244
	49	熊本	862-0902	熊本県熊本市東区東本町16-3	096-369-7920
	50	大分	870-0108	大分県大分市三佐5-1-27	097-524-0222
	51	宮崎	880-0925	宮崎県宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2729-31	0985-51-3070
	52	鹿児島	891-0131	鹿児島県鹿児島市谷山港2-4-42	099-261-4011
	53	沖縄	901-2134	沖縄県浦添市港川512-51	098-877-8274

<https://www.zenkeijikyo.or.jp/>





流通確認業務サービスは全軽自協

